

総務常任委員会

平成19年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	税 務 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	山崎 篤	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。

署名委員に嶋田委員、辻委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第41号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、議案第41号、斑鳩町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案につきましては、前回の委員会で説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付をさせていただいております要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課長 以上、簡単ではございますが、議案第41号、斑鳩町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

どうぞ温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 辻委員。

辻委員 一般職の改定という事でありませうけれども、私はちょっと臨時職員の今まで、前回の委員会で委員長も意見を言われてますけど。臨時職員に対する処遇について、今年、19年度大幅に改悪されたという事で、来年度の20年度の賞与が元々3ヶ月が今年1.5ヶ月、来年度に1ヶ月になるという事で聞いてますけども、今現在、臨時職員なしでは行政もやっていけない。当然いろんな職種の臨時職員さんがおられる中で、今現在国でもパートの処遇改善とか色々言われてますけど。その辺も踏まえながら私も出来ましたら臨時職員の、今回は一般職ですけども。臨時職員の処遇改善を特に出来ましたら元の数値まで戻していただけるように、これは前の一般質問でも担当部長の方から改善をするという事を返事をもろてますけど。出来ましたらその辺の改悪にならないように、働きやすい職場となるように出来ましたらもう少し改善を、私先ほど言いましたように元の数値という事になりますとなかなか難しい問題もありますけども、出来ましたら処遇改善をしていただくように、これは答弁いただいていますので要望という事でさせていただきますと思います。出来ましたらまたよろしくお願いしたいと思います。要望という事で。

委員長 他にございませうか。 辻委員。

辻委員 前回、予算の時に職員に対する勤務評価とか、その辺を前回、昨年、今年度されてませんが、来年度はそういう計画をされるのかどうか。

総務課長 予算の時にですね、勤務評定のやり方について抜本的な改革を行いたいという事で、この平成19年度研究して参りたいという回答をさせていただいたところでございますけれども、現在、その改定に向けて検討中であるという事です。勤務評定自身につきましては、現在もやっておるところでございますが、そのやり方について今調整をしているといった事でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、先ほどの辻委員の臨時職員の関係につきましては、前回の閉会中の委員会で私も意見を述べさせていただいておりますので、その辺は重々考えていただいて、出来るだけ当初の形に戻せるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これをもってこの件について質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第42号、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務
課長 それでは付託議案（２）議案第４２号、斑鳩町立幼稚園保育料徴収
条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。
まず、議案書の朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長 内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました
内容と変わりはございませんので、議案書最後、４ページの要旨によ
りまして、朗読をもってご説明とさせていただきたいと思えます。

（ 要旨朗読 ）

教委総務
課長 以上簡単ではございますけれども、議案第４２号斑鳩町立幼稚園保
育料徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。
ご審議をいただきまして、原案通り可決いただきますようお願い
いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 紀委員。

紀委員 すいません、ここに近隣市町村の状況という事書いてますけど、近
隣市町村、入園料とか保育料はどういうような状況になっているのか
お聞かせ願いたいんですけれども。

教委総務
課長 まず近隣市町村という事でございまして、平群町におきましては保
育料が５，０００円、入園料が５，０００円でございます。三郷町に
つきましては保育料が５，７００円、入園料が５，０００円。上牧町
につきましては保育料が７，０００円、入園料３，０００円。王寺町

につきましては保育料6,000円、入園料6,000円。河合町におきましては保育料6,000円、入園料5,000円。奈良市におきましては保育料5,650円、入園料6,100円。大和郡山市におきましては保育料8,000円、入園料が5,000円という事でございます。

紀委員 ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 総括質疑で単位費用云々についての説明を求められましてんけど、再度説明お願いできますか。

教委総務課長 一般質問の時にも教育長の方からご答弁をさせていただいておりますけれども、再度申し上げますが、単位費用につきましては、標準的な条件を備えました地方公共団体を想定いたしまして、その標準団体において合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な経費のことでございまして、これを使いまして普通交付税の基準財政需要額の算定を行います。保育料・入園料の場合につきましては、特定財源として普通交付税から控除されているという事でございます。よりまして保育料・入園料の標準と考えることができますので、ひとつの目安として近づけるという方法が最も望ましいという風に考えております。

嶋田委員 総括質疑の中で単位費用を値上げの理由にされているかのような受止め方の発言があったんですけれども、これは過去に総務委員会において何か取りまとめ云々の話はなかったんですか。

教委総務課長 これにつきましては平成9年度及び平成12年度の改定時におきまして、保育料の改定につきまして総務常任委員会等で集約され、審議結果を出された経過がございます。そのうちで申し上げますと、保育

料改定の基本的な考え方として地方交付税（単位費用）に近づけると
いう手法に合理性がある。二つ目といたしまして県内公立幼稚園の保
育料と調べにおけます中間5段階を参考にしながら改定額を検討する
事が妥当と考える。三つ目といたしまして、平成9年度保育料改定、
これは平成9年度の方でございますけれども、改定後は3年ごとにそ
の状況を判断して、保育料の見直し額について検討することが望まし
い。なお、四つ目といたしまして、斑鳩町立幼稚園の保育料の改正に
あたっては、幼稚園の保育時間と保育内容の充実を図る事を強く求め
る。といったようなことの審査結果が出ている中で、そういった事を
参考にしながら今回の保育料の改定、入園料の改定につきまして審査
いたしたわけでございます。

嶋田委員 そしたらその時、総務委員会で集約されておられるんですけども、
こういう聞き方したらどうかなと思うんですけどね。その時の委員さ
んに現在の15名の中の議員さんはいらっしゃるんですか。個人名は
よろしいよ。

教委総務 おられます。

課長

嶋田委員 そしたら、再度お尋ねします。国からの交付税から保育料として6,
100円、入園料として12,000円は既に引かれてるという事で
よろしいんですね。

教委総務 普通交付税から控除されてるという事でございます。

課長

嶋田委員 結構です。

委員長 他にございませんか。 辻委員。

辻委員 今ちょっと平成9年か何か総務委員会でまとめをされたという事で

聞いて、保育料については3年ごとに見直しという事で今回見直したという事で、若干遅れてますけど、見直し。その中で最後に言われた保育料の改定にあたっては幼稚園の保育時間等、保育内容の充実を求めるとい事でまとめられております。現在、今パンフレット見させてもらったら、3歳児と4、5歳児の保育時間が火・金が2時30分、月・水・木が11時30分、10月からちょっと時間変わっておりますけども、なっておりますけれども。この改定によりまして、保育の内容の充実はどのように考えておられるのか、ちょっとその辺だけ。

教委総務課長 今、辻委員の方から今現在の保育時間等のご説明がありました中で、今回の保育料、入園料の改定にあたりまして平成20年度から幼稚園の保育時間の拡大と申しますか、そういった延校等を考えているわけございまして、3歳児から5歳児までの保育時間を統一するとともに、保育時間を各々30分延長してまいりたいと考えているところでございます。まず申し上げますと現行3歳児におきましては月・水・木につきましては午前8時30分から11時30分。火・金につきましては8時30分から午後2時30分という事でございます。それと4、5歳児につきましては水曜日のみが午前8時30分から11時30分。月・火・木・金が午前8時30分から午後2時30分という事でありまして時間帯につきまして、平成20年度から3歳、4歳、5歳児につきまして水曜日は午前8時30分から正午まで、月・火・木・金につきましては午前8時30分から午後3時までの保育時間という風に考えてまいりたいと考えております。

辻委員 今回の値上げによりまして、実際、保育料と入園料でいくら位の増収、増額というのか、収入あがるのかということ。

教委総務課長 改定後で申し上げますと保育料が6,100円、入園料が5,000円という事になりますわけで、19年度の園児数で試算いたしますと163万7千円の増額という風になると考えます。

辻委員 ありがとうございます。私は値上げというのは受益者負担という事で最近色々言われておりますけれども、当然その当時の総務委員会でこういう事でまとめられてるとい事でなっておりますので、私としてはやむを得ないものという事で判断させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今、その収入やなしに穴埋めでしょ、交付金の穴埋めになるわけでしょう、そこらへんどうなんですか、考え方は。

教委総務課長 そういった事で、今、現行で申しますと公費負担と言いますか園児一人にあたります公費の負担が一人あたり49万5,783円という事で50万円弱等の公費の負担がかかっているわけでございます。そうした事から、行財政改革の取り組みの中で受益者負担の適正化を図る観点から保育料の見直しをさせていただいて、そういたしますと、改定いたしますと48万8,963円という事で一人あたり6,820円の減という事にもつながって参ります。という事で財政上でも考慮して今回の保育料の値上げ、入園料の新設という事で考えさせていただいてるわけでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第49号、奈良県市町村会館管理組合の解散について、(4)議案第50号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、(5)議案第51号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、(6)議案第52号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、(7)議案第53号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加については、3組合の統廃合にかかる案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議案第49号から議案第53号までの5議案については、一括議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、議案第49号から、議案第53号までの5議案を一括して説明をさせていただきます。

まず、5議案の議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

この5議案につきましても、前回の委員会で説明をさせていただいた内容と同様でございます。

それでは、各々の議案につきましてもの説明につきましてもは割愛をさせていただきますまして、最後に朗読させていただきました議案第53号

の末尾に添付いたしております要旨が、各議案の総括的なものとなっておりますので、この要旨の朗読をもって説明とさせていただきたいと思っております。

(議案第 5 3 号 要旨朗読)

総務課長 以上簡単ではございますが、議案第 4 9 号、奈良県市町村会館管理組合の解散について、議案第 5 0 号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第 5 1 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議案第 5 2 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、及び議案第 5 3 号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についての説明とさせていただきます。

どうぞ温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

それでは順次お諮りいたします。

まず初めに、議案第 4 9 号、奈良県市町村会館管理組合の解散について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 4 9 号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。

前回の委員会へのご報告後の状況といたしましては、墳丘周辺整備でありますニレやサザンカやサツキの植栽工事を終えまして、来週には芝張りに着手する計画をしており、年内には植栽全て完了となります。そしてその他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 文化財活用センターに関してなんですけれども、前回委員会で外構、外回りについて説明を受けましたが、あの中には現在のアスファルトまた浄化槽、外回りの分ですね、そういう風なんの撤去費用も含まれておるんですか。

生涯学習課長 前回の委員会で報告させていただきましたその他工事といたしまして、5,070万という額でございますが、その中で今、嶋田委員がおっしゃいました舗装の撤去工事あるいは浄化槽の撤去工事等も全て

含まれた金額でございます。

嶋田委員 そしたら確認させていただくのは、あの中には撤去費用も含めて新たに設置する外構という形、考えでいいわけですね。

生涯学習 そうでございます。

課長

委員長 他にございませんか。

そしたらね、だいたいの概略、外構どういう形の撤去する範囲、もうちょっと詳しく。

生涯学習 課長 まず大きく外構工事と電気設備屋外工事、そして屋外設備工事という事で大きく分けて説明させていただきます。まず外構工事の中では今申しました舗装の撤去、そしてまた新たに舗装工事、そして排水、外塀のやり直し、植栽、その他スロープ等の工作物の工事等の工事でございます。そして電気設備といたしまして、屋外の電気工事といたしましては、高圧の引き込みの電設設備工事、キュービクルでございます、そしてまた幹線工事とか外灯工事等でございます。そして屋外の設備工事といたしましては浄化槽の新設、そして撤去工事、屋外の排水、屋外の給水工事等でございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 文化財活用センターの運用についてなんですが、前回の委員会で国宝の展示、最低年二回はやってほしいと要望されておりましたが、その点で私、非常に気になってまして、もう一度その点のご意見をお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

生涯学習 課長 伴委員が今おっしゃいました年二回の国宝の里帰りという中で、あるいは季節のいいときに一週間程度の里帰りを予定しています。

伴委員　　という事は年二回、一応計画していただいているというように考えさせてもらっていいわけですかね。

町　長　　今、伴委員のおっしゃっていただくように、あくまでも国宝で国のものがございますから、斑鳩町にそういう施設を作ってそういう交渉はしてまいりますけれども、やっぱり相手さん、国の関係とそういうような関係がございますから、必ずしも絶対に間違いないという保証はございませんし、そういう努力を町としてはして、やはり正倉院展のようにやっぱり年二回位は、というのは、ずっと展示すりゃ一番いいわけですがけれども結局経費倒れというのか、維持管理が非常にかかってまいります、という事で。どうもこの文化財というのは発掘された時は非常に人気が出るんですけど、発掘してしまっただけである程度保存という事になってきますとある程度また、いつでも見られるという事でなかなか集まってこないという事もございますし、何かそういう事の踏まえた中でやはり国宝級の物をお借りするという事になりますと結局経費の関係もございますから、そういう事も踏まえて町としても最善の努力をしながら年二回は町内展示を出来たらという事で努力をしてみたいという事でございます。

伴委員　　町長からご答弁いただきまして、斑鳩の観光の目玉といたしますか、そういう形にもっていったらなと私も思っていますので、その辺よろしくお願いいたします。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査をしたというこ

とで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは3. 各課報告事項、(1) 議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会で、ご説明させていただきました内容と同様でございますが、本町議会定例会に提出させていただいております平成19年度斑鳩町一般会計補正予算書(第10号)によりまして、再度、簡単ではございますがご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金の第4目教育費国庫補助金で、私立幼稚園就園奨励事業において、認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となったことから、幼稚園就園奨励費補助金63万9千円の増額補正を行うものでございます。

以上が、1点が歳入に関わります予算補正の内容となっております。続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

まず、職員にかかる人件費の補正関係につきましては、本年4月に実施した人事異動等に伴う清算を行うための補正、そして人事院勧告による月例級の改定及び勤勉手当・扶養手当の改定に伴う補正を、それぞれの費目において計上させていただいております。人件費にかかります補正の所要額は、全体で当初予算から940万6千円の減額となっております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

11ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第2款総務費では、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第7節賃金で、職員の産休等にかかります臨時職員の雇用が当初見込を上回りますことから、臨時職員賃金269万2千円の増額補正を行うものでございます。また、都市建設部所管にかかわるものではございますが、第8目交通安全対策費では、平成18年度施工の町道407号線道路改良工事に伴いまして、斑鳩西小学校区の目安・法隆寺第3団地学区における通学路を三代川左岸に変更され、工事竣工後におきましても当該路線を通学路として使用する旨の申告がございましたことから、登下校時における児童の安全を確保するため、第15節工事請負費で、転落防止柵の設置費用226万1千円の増額補正を行うものでございます。

少し飛びまして、23ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款教育費でございます。第1項教育総務費、第3目私立学校振興費の第19節負担金補助及び交付金で、歳入のところでご説明させていただきましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込を上回りましたことから、私立幼稚園就園奨励費補助金191万7千円の増額補正を行うものでございます。

24ページにお移りいただきまして、第2項小学校費、第3目保健体育費では、人事異動により生じました給食調理員の欠員について、臨時職員を配置しましたことから、第3節職員手当等で10万7千円、第4節共済費で15万1千円、第7節賃金で114万6千円、あわせて140万4千円の増額補正を行うものでございます。

次に26ページをお移りいただけますでしょうか。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費のうち、第13節委託料では、人事異動により、用務員を正職員で配置いたしましたことから、幼稚園用務員業務委託料88万8千円の減額補正を行うものでございます。

次に28ページにお移りいただきまして、最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要します財源1,033万8千円を充当させていただき補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第43号、平成19年度斑鳩町

一般会計補正予算（第10号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
伴委員。

伴委員 今ご説明の中で、私立幼稚園就園奨励金の補助金ですね、これ予定の数、認定者の数が上回ったから、という事で190万円ほどあげておられますが、これ自身、どれ位私立幼稚園行かれてる中で対象になられてるわけでしょうか。

教委総務課長 対象人数の方、手持ちはございませんけども。当初予算では142人の認定者を当初見込んでおりました。最終でございますと164人という事でございますんで、22人の増という事で今回191万7千円の増額補正をお願いしたところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、当委員会として報告を受けたということで終わります。
次に、（2）斑鳩町マイクロバスの廃止について、理事者の報告を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは各課報告事項の（2）斑鳩町マイクロバスの廃止について、これにつきましては、町が所有いたしますマイクロバスは、平成6年6月に約1,200万円で購入しております。購入後、13年が経過

してありまして、延べ走行距離にいたしましても62,500キロとなっております。このことから、買い換え等について検討する時期となっておりますことから、検討した結果、過去三年間に要する経費といたしまして、人件費を除きまして維持管理費として約45万円、運行回数といたしましては1ヶ月3回程度となっております。このような状況でありますことから、平成20年4月1日より運行を廃止いたしまして、財政健全化対策の一環といたしまして、高額な維持費のかかるマイクロバスを公用車として公売してまいりたいと考えております。マイクロバス運行廃止に伴う対応につきましては、現在まで各担当課において、斑鳩町マイクロバス使用規程により運行して参りましたが、マイクロバスの運行については必要性を精査していただきまして、真に必要な場合は、各担当課で予算計上してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)放課後子どもプランについて、理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、各課報告事項(3)放課後子どもプランについて報告させていただきます。資料1でございます。

平成19年度より「放課後子どもプラン」が創設されたことについて、議会一般質問において「放課後子どもプラン」を今後、どう考えていくのかとの、ご質問をいただいていたところであり、平成19年度中に方向性を見出していくとの答弁をさせていただいていたところであり、このことにより、9月下旬に全小学校の保護者を対象にアンケート調査を行いました。今回、そのアンケートの集計がまとまりましたので、報告させていただきます。

その前にまず、放課後子どもプランにつきましての概要を簡単にご説明申し上げます。資料に書いてますとおりでございます。

(資料1朗読)

生涯学習
課長

調査についての結果でございますが、次のページでございます。

保護者に配布したアンケートの内容でございますが、放課後子どもプランの説明といたしまして、今申し上げました同じような内容で、まずアンケート説明文の抜粋といたしまして、放課後子ども教室推進事業とは、小学校の空き教室や体育館、校庭などを利用し全児童を対象として放課後から概ね午後5時ごろまで学習の予習・復習などの「学び」、「スポーツ」、文化活動等の「体験」、地域のお年寄りなどとの「交流」、昔の遊びなどの「遊び」等を行うものであります。しかし、当町にあっては少子化により生じた空き教室は、時代の要請に伴いランチルーム（多目的教室）やコンピューター教室、英語教室、少人数教室などとして利用していることから空き教室がなく、教室を使用する「学び」は難しい状況であります。また校庭や体育館を使用するメニューは可能ではありますが、子どもの安全確保や指導者の確保や指導者の育成についても課題が残されています。このことから、放課後子どもプラン導入について皆様方がどのように考えておられるかを把握し、導入の可否について検討するためアンケート調査をします。という事で、調査をいたしました。

一番最初の表でございますが、調査の回答状況といたしまして、全小学校に配布いたしました児童数が1, 654人、回答数が1, 347人で回答率が81.44%でございました。そして、問1から問5の設問をいたしました。

(アンケート調査結果に基づき説明)

生涯学習

週1回の実施であり、その内容としても「学び」を除いて「スポー

課長 ツ」、地域とのお年寄りとの「交流」、「昔の遊び」などに限定しており、また安全確保のために迎えを必要とするという条件をつけておりましたが、回答者のうち38%、507人が参加させるという結果を踏まえ、町としては来年度に期間を定めて試行し、その運営状況を見て、本格実施が可能かどうか見極めたいと考えております。ただ、実施にあたっては、運営委員会の設置や、コーディネーターやアドバイザーや安全管理員の確保、また、受け皿づくりについても学校、PTA及び地域のボランティアの皆さんとも十分に協議し、協力していただくなかで進めていきたいと考えております。このことから、来年度途中の9月から11月までの3ヶ月間を試行期間といたしたいと考えております。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
小林委員。

小林委員 回収率の件なんですけれども、東小学校だけ極端に69%、これはもう東小学校だけアンケートの期間が短かったとか、そういうのも関係なく、どういう状況で。

生涯学習課長 期間は全て同じ日に配布して同じ日に回収したという事で条件は同じでございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 辻委員。

辻委員 質問の中で問3の放課後子ども教室の希望する種目、これは親の種目という事で、子どもさんの意見やないという事で、親がこう思っているという事なのか、その辺をちょっと。これだけ見たら親の回答で種目だけ子どもさんの遊びという形で、その辺の考え方と、親は親やったら子どもさんもどんな遊びをしたいかっていう事を聞いたってほしいと

いう事。それと今ちょっと言われてましたけど、問5の迎えに行くことができないから、っていうのはかなり数値、人数170人という事で多いということでは言われてます。この辺が、学童保育も多分行ってなくて、家帰ってそのまま居てんのかなっていうのか鍵っ子みたいな感じになってんのかなっていう感じもしますねけども、この辺の対策だけまた今度よろしくお願ひしたいと思ひます。

生涯学習
課長

まず、種目としてスポーツ、お年寄りとの交流とか昔の遊びという事でこちらが提示した内容でございますが、これについて回答はどうされたかという事で、これは全て父兄に渡したアンケート調査であつて、当然父兄の方は子どもさんに対して、こんなあんねんけど、どんながいいやろか、という事で聞いておられると思ひます。そしてまた親は親で、こんな事さしたらお年寄りとの交流として、また昔の遊びのお手玉とかもええやろな、という事で結果はこうなつたと思ひております。

そしてもう一点で、迎えに行くことができないという中では今、学童の方でも放課後から一番最終でしたら7時までで必ず迎えが条件であると。やはり今、学校の方でも一斉下校という事をとつてるなかで、安全対策という中で、これも教育委員会の方で放課後子どもプラン実施した中では、迎えは必ず来てもらわんとダメだという事で、安全対策の面でこういう条件をつけさせていただきました。以上でございます。

辻委員

今後これについて、迎えに行くことができないという方の、これは難しいと思ひますけど、5時とか7時に迎えに行けない親というのは学童あつても入れられないという条件にさらされている子どもさんについて、今後何かええ方法ないかという事も、今後検討してもらつたら結構ですので、お願ひします。

委員長

他にございませつか。 嶋田委員。

嶋田委員 週にっぺん、遊びという事なんですけれども、これは前提条件でまずそれを提示されておられたんですか、保護者に対して。それともこのアンケート調査の結果、そういう風な形になったんですか。

生涯学習課長 先に提示をいたしました。というのも、週一回というのは、学校開放を校庭、体育館で行っております、毎日。その中で水曜日が学校の一斉下校とする中で、水曜日だけが条件にはまったという中で2時30分頃から、学校開放は5時から行いますから、その間を利用させていただくという事で条件として最初からこちらから提示させて頂いております。

嶋田委員 そしたら問4の参加させるで507人いらっしゃるわけなんですけれども、これ全員可能なわけですか、参加されるについては。

生涯学習課長 放課後子どもプランは全児童対象となっておりますが、あくまでも来年試行という段階で、考えておるのは各学校40人の一応定員という事で試行して行って、今後その運営状況を見て考えていきたいと考えております。

嶋田委員 40人、妥当な人数だとは思いますが、そしたら507人で40人、3つで120人ですから、だいぶ参加出来ない子がおるとは思うんですけれども、これ、学童保育とですね、まず学童保育に参加してる児童を対象にという考えでは無理なわけですか。

生涯学習課長 学童保育は1年生から4年生と、こちらは全児童対象という中で、こちらが考えておるのは、今おっしゃったように507人が参加させたいという希望はもらっております。その中に今40人程度、合計120名程度という事で、全てが受入れ出来ないという事で高学年、4、5、6年生を対象として募集を募り、その中でまた人数がそれ以上に

なれば公平に抽選という事で、募集、来られる方を決めていきたいと考えております。

嶋田委員 色々考えていっていただいて、試行期間もあるという事なんで、またその結果、ご報告いただきたいと思います。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者の方から報告しておく事はございませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ございませんか。

なければ、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願い致します。

以上をもって、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受いたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時08分 閉会)